

国民保護避難実施

マニュアル

壱岐市

平成28年3月

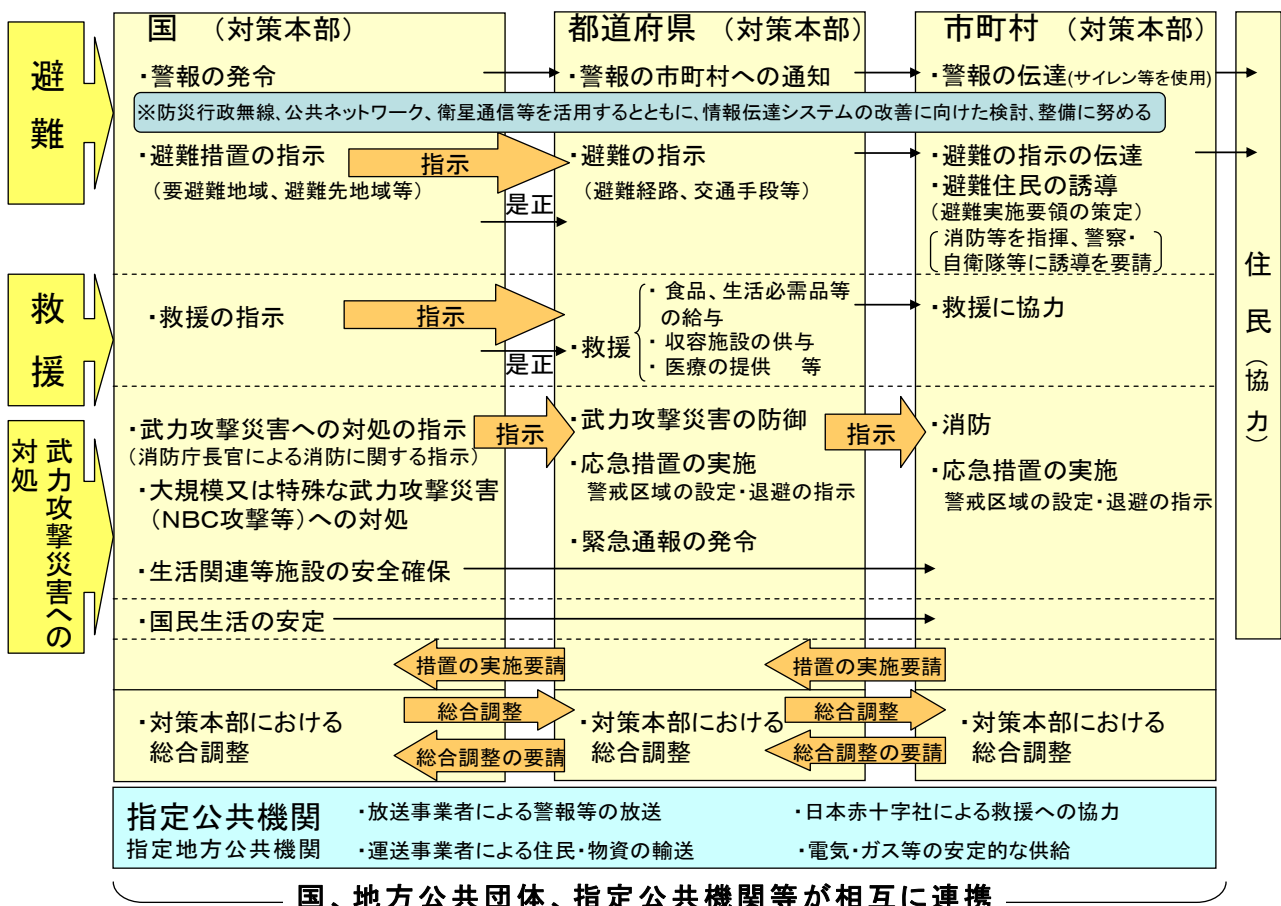
目 的

本マニュアルは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）及び関係法令を踏まえ、避難の指示があったときに、避難の実施に関する事項を住民に示すとともに、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために、あらかじめ避難実施要領の記載内容や作成の手順、留意点等について整理するものである。

なお、現実の攻撃の態様は、攻撃の規模や方法、発生場所、発生時間等により千差万別であり、平素から作成している避難実施要領のパターンがそのまま当てはまるとは限らず、また、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとするとも考えられることから、平素から記載内容の相場観やノウハウを蓄積することにより、事態発生時に少しでも迅速に避難実施要領を作成できるようになる点に主眼を置くものとする。

以下において、各種の攻撃の態様等を踏まえた避難実施要領の一例等を示すものである。

国民の保護のための措置の仕組み



- 避難実施要領策定の際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後、速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

目 次

第1編	平常時の準備	1
第1章	啓発	1
1	警報が発令された場合の行動	1
2	武力攻撃やテロが発生した地域で直ちに取るべき行動	1
3	避難の指示が出された場合の行動	1
第2章	訓練の実施	2
1	市の実施する訓練	2
第3章	避難行動要支援者の情報共有、支援体制	2
1	避難行動要支援者の情報共有	2
2	避難行動要支援者の支援体制	2
第2編	事案等発生時の対応	3
第1章	発見者からの通報	3
1	発見者からの通報への対応	3
第2章	警報の伝達等	5
1	警報の伝達手段	5
2	避難の指示の伝達	6
3	緊急通報の伝達	6
第3章	市国民保護警戒本部設置要領	8
1	市国民保護警戒本部の設置	8
2	職員への伝達・参集	8
3	市国民保護警戒本部設置の連絡	9
4	退避の指示	9
第3編	避難誘導の実施等	11
第1章	避難誘導実施等の基本的考え方	11
1	避難の方法(例)	11
第2章	避難実施要領の策定等	13
1	避難実施要領に定める事項	13
2	関係機関の連絡調整窓口	14
第3章	避難実施要領のパターン(モデル)	16
1	弾道ミサイル攻撃の場合	16
2	ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合	19
3	着上陸侵攻の場合	29
第4章	避難誘導における留意点	32
1	各種の事態に即した対応	32
2	避難誘導に係る情報の共有化、一元化	32
3	住民に対する情報提供の在り方	33
4	高齢者、障害者等への配慮	34
5	安全かつ一定程度規律を保った避難誘導の実現	35
6	学校や事業所における対応	35
7	民間企業における協力の確保	36
8	住民の「自助」努力による取組みの促進	36
9	季節別に応じた避難の対応	36
10	バスを手配する場合の留意事項	37

第5章 避難所開設、運営要領	38
1 避難場所の開設・運営の手順	38
第6章 市対策本部設置要領	40
1 市対策本部の設置	40
2 職員への伝達・参集	40
3 県国民保護対策本部会議への出席及び県の連絡員の受け入れ	41
4 市対策本部設置の連絡	41
第7章 現地調整所開設・運営要領	42
1 現地調整所の設置	42
2 県又は他市町が設置する現地調整所への派遣及び県の連絡員の受け入れ	42
3 現地調整所設置の連絡	42
参考資料	
指定避難所一覧表	44

第1編 平常時の準備

第1章 啓発

市国民保護計画の内容等とともに、住民が緊急時に取りべき行動について、あらかじめ住民に周知し、迅速に行動が取れるようにする。

具体的には、内閣官房から出されている冊子「武力攻撃やテロなどから身を守るために」（電子データ）等の資料を活用し、市ホームページへの掲載等の啓発手段により、住民の緊急時の行動や平常時からの準備について周知する。

主に周知する内容は次のとおり。

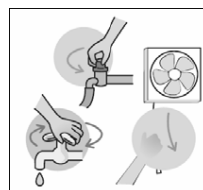
1 警報が発令された場合の行動

- ・告知放送やテレビ、ラジオ、インターネット等を通じて情報収集に努めること等

2 武力攻撃やテロが発生した地域で直ちに取りべき行動

《屋内にいる場合》

- ・ドアや窓を閉めること
- ・ガス、水道、換気扇を止めること
- ・ドア、壁、窓ガラスから離れること等



《屋外にいる場合》

- ・近隣の堅ろうな建物に避難すること
- ・自家用車を運転している場合は、できる限り道路外の場所に車両を停めること等



3 避難の指示が出された場合の行動

- ・元栓をしめること
- ・頑丈な靴、長ズボン、長袖シャツ、帽子等を着用し、非常持ち出し品を持参すること
- ・冬季の際は、防寒具を持参すること
- ・パスポートや運転免許証など身分を証明できるものを携行すること
- ・家の戸締りをする
- ・近所の人に声をかけること
- ・避難の経路や手段などについて行政機関からの指示に従い適切に避難すること等

第2章 訓練の実施

市では、緊急時における市職員の参集、避難誘導等において、国民保護措置についての訓練と防災訓練との間で相互に応用が可能な項目については、有機的に連携して、訓練を実施する。

市の行う訓練における市民や事業者の参加を呼びかける他、事業者等の自主的な訓練の実施を推奨する等、緊急時の避難が的確に行われるようにする。

1 市の実施する訓練

- ・市職員に対する研修
- ・市職員の参集、避難誘導のための組織編制及び誘導體制への迅速な移行のための訓練
- ・自治会・公民館、事業者への参加要請
- ・訓練の内容に応じ、関係機関及び近隣市町との共同開催
- ・学校単位での訓練実施
- ・参加市民に対する講演実施やパンフレットの配布（国民保護計画に係る啓発の機会として活用）

第3章 避難行動要支援者の情報共有、支援体制

避難誘導において、特に要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等）の避難については、次の点において特別な配慮が必要となる。

- ・避難行動要支援者の所在（どの地域にどれほどの避難行動要支援者がいるか、等）
- ・情報伝達の可否（難聴者や外国人への音声による情報は、詳細内容の伝達に難がある、等）
- ・自力避難の可否（車椅子生活者、等）

これらに対する平常時の備えとして、以下のとおり情報共有、支援体制の整備を行う。

1 避難行動要支援者の情報共有

避難行動要支援者の所在を明確にし、確実に避難誘導を行うため、市民部等において別途把握するリスト等によりその所在を把握し、当該リスト等を事案時において有効に活用できるよう情報を共有しておく。

2 避難行動要支援者の支援体制

警報伝達時、避難誘導時等における情報の伝達を補完するために、福祉関係者や消防団等で日頃から避難行動要支援者となつながらがある方の支援が望まれる。これらについて、情報共有のためのリスト等と同様、「避難行動要支援者避難支援プラン」と連動して支援体制も整備しておく。

第2編 事案等発生時の対応

第1章 発見者からの通報

1 発見者からの通報への対応

武力攻撃もしくは不審船の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者からの通報については、次のように対応する。

(1) 警察署及び海上保安署等から連絡があった場合

①受信内容について、次の点を確認する。不明な点があれば、電話により分かる範囲内で確認する。

- ・いつ（日時）
- ・どこで（場所）
- ・何が（事態の内容、規模）
- ・どのようにして（発生の経緯）

②送信者の部署名、氏名を記録し、FAXで受信した文書、又は電話で聴き取りした記録を保存する。

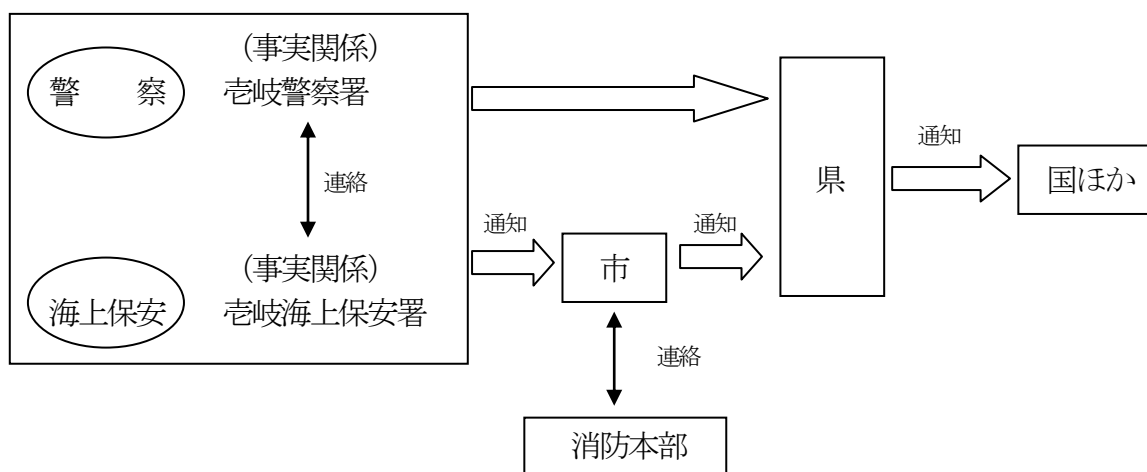
③県に報告する。

〔担当窓口〕長崎県危機管理課

TEL：095-824-3597

FAX：095-821-9202

Eメール：kokuminhogo@pref.nagasaki.lg.jp



(2) 市に直接連絡があった場合

① 通報内容について、次の点を確認する。不明な点があれば電話により分かる範囲内で確認。

- ・いつ（日時）
- ・どこで（場所）
- ・何が（事態の内容、規模）
- ・どのようにして（発生の経過）
- ・通報者の氏名、連絡先

② 電話で聴き取りした記録は保存する。

③ 長崎警察署または長崎海上保安署にFAXと電話にて通知する。

(壱岐警察署または壱岐海上保安署は現場確認等により情報の確認を行う。)

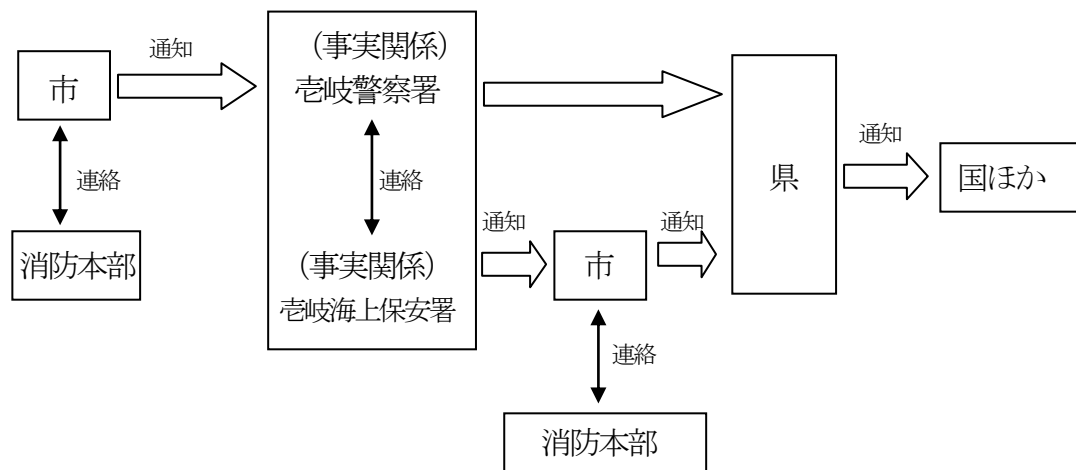
- ④ 武力攻撃または武力攻撃災害の兆候と判断された情報について、壱岐警察署または壱岐海上保安署から連絡を受ける。
- ⑤ F A Xが使用できない場合、緊急時は、電話により連絡を受ける。
- ⑥ 送信者の部署名、氏名を記録、F A Xで受信した文書、または電話で聴き取りした記録は保存する。
- ⑦ 県に報告

[担当窓口] 長崎県危機管理課

TEL : 095-824-3597

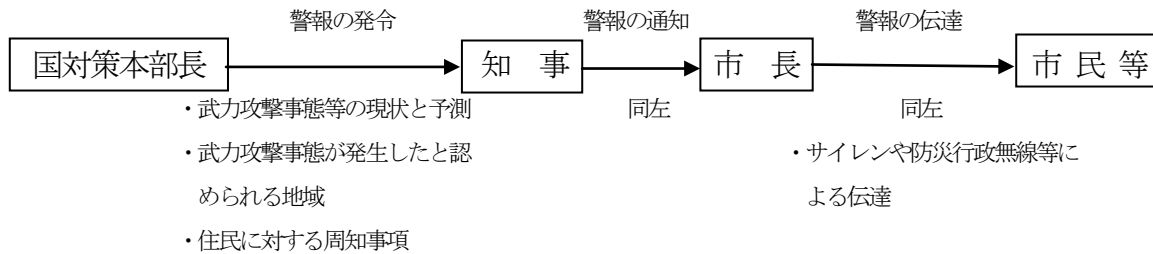
FAX : 095-821-9202

Eメール : kokuminhogo@pref.nagasaki.lg.jp



第2章 警報の伝達等

1 警報の伝達手段



(1) 国から警報の発令について県対策本部から通知を受けたら、警報が発令されたことを、告知放送、広報車等により市民、自治会・公民館その他関係する公私の団体に伝達する。また状況により避難行動要支援者への対応を考慮し、民生委員や社会福祉協議会等への連絡を行う。

① 告知放送での伝達

- 武力攻撃が迫り、または現に武力攻撃が発生したと認められる地域に含まれる場合は、原則として、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用し同報系告知放送で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して市民に注意喚起し、その他の情報伝達手段も活用し、武力攻撃事態等において、警報が発令された事実等を周知する。
 - 武力攻撃が迫り、または現に武力攻撃が発生したと認められる地域に含まれない場合は、原則としてサイレンは使用せず、告知放送等の手段により、周知する。
- ※ 市長が特に必要と認める場合は、サイレンを使用することができる。

留意事項

- ・ 「警報の発令を覚知したら、TV、ラジオ等により警報の内容を確認する。」ことを、市民にあらかじめ周知する。

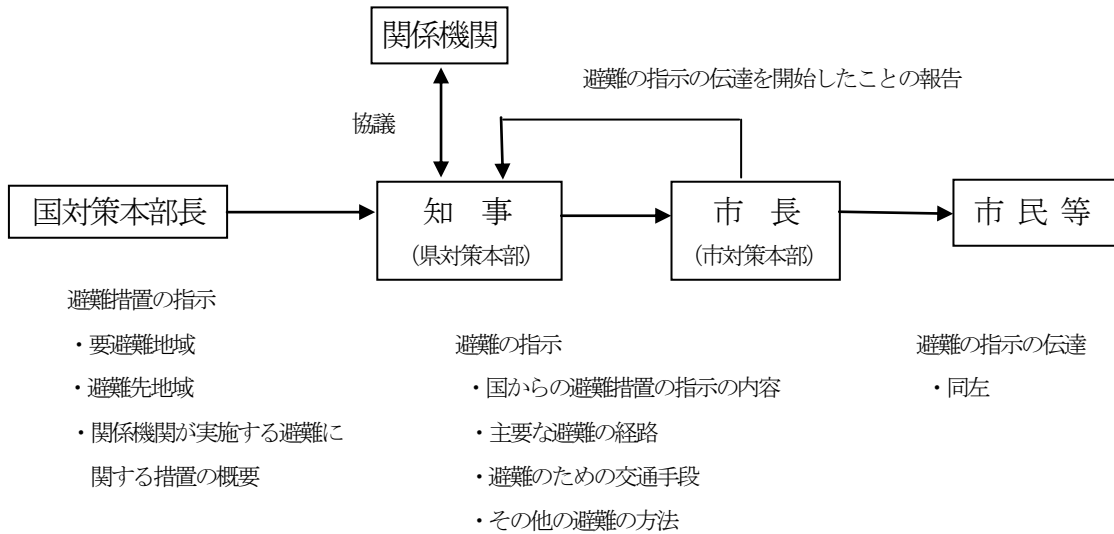
(2) その他の伝達方法

市の保有する既存の伝達手段の特性を考慮し、複数の方法を効果的に組み合わせて、告知放送以外の手段による伝達も行う。

【伝達例】

- ・ 消防団や自主防災組織による伝達
- ・ 防災メールを活用
- ・ 広報車の使用

2 避難の指示の伝達



(1) 県から避難の指示が出される前に、次の事項について連絡および協議する。

① 市が要避難地域に含まれる場合

- ・ 避難対象地域の避難者数
- ・ バス、船舶、避難行動要支援者の避難に用いる自家用車等の各輸送手段ごとの避難対象者数

② 市が避難先地域に含まれる場合

- ・ 避難対象地域の避難者数
- ・ 市内で受入避難施設を選定する区域

(2) 市が要避難地域に含まれる場合は、県の避難の指示を受けて、警報の伝達に準じて、告知放送、広報車等により、住民、関係する公私の団体(自治会・公民館等)に伝達する。

(3) 市が要避難地域に含まれる場合は、県対策本部に避難の指示の伝達を開始したことを報告する。

3 緊急通報の伝達

知事は、武力攻撃災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、住民の生命、身体または財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、警報の発令がない場合においても武力攻撃災害緊急通報（以下「緊急通報」）を発令する。

(1) 緊急通報について県対策本部から通知を受けたときは、警報の伝達に準じて、緊急通報が発令されたことを、告知放送、広報車等により、住民、自治会・公民館、その他関係する公私の団体に伝達する。

【 緊急通報のひな形 】

緊 急 通 報

平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分

長崎県知事

長崎県〇〇市〇〇海岸付近において、不審なゴムボートが座礁。
武装した不審な2~3 人組が付近に潜んでいる模様

- ・ 〇〇海岸付近にて銃撃と思われる音が聞こえたとの情報
- ・ 現在、警察・自衛隊等関係機関による調査が行われている。
- ・ 〇〇海岸付近に居住する住民は、テレビ・ラジオのスイッチをつけて情報収集を行い、今後の行政の指示を待つこと。
- ・ その他不審者に関する情報があれば、××01-〇〇02まで電話すること。

第3章 市国民保護警戒本部設置要領

1 市国民保護警戒本部の設置

市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、「市国民保護警戒本部」を設置する。

①設置場所：壱岐市郷ノ浦庁舎

上記に設置できない場合の設置場所：第1順位 壱岐市郷ノ浦庁舎別館
第2順位 各庁舎

②市国民保護警戒本部設置時における実施事項

警戒本部の設営

- ・看板、机、イス配置
- ・電源の確認
- ・電話、FAX、パソコン、プリンタ等配置
- ・電話、インターネット等の通信が可能か確認
- ・文具類の準備

会議等の運営

- ・出席者への会議開催通知
- ・出席者ネームプレート等の準備
- ・音響・映像装置等の起動
- ・マイク、指示棒等の準備
- ・会議資料作成
- ・配布資料のコピー、配置
- ・会議内容の記録

【市国民保護警戒本部の構成】

本部長 副市長

副本部長 総務部長、農林水産部長、建設部長、企画振興部長、市民部長、保健環境部長、教育次長、支所長

本部要員 総務部、農林水産部、建設部、企画振興部、市民部、保健環境部、教育委員会、各支所の職員

2 職員への伝達・参集

- (1) 市国民保護警戒本部の設置を決定した場合は、直ちに定められた伝達系統により、関係職員に伝達する。

[伝達方法の例]

- ① 勤務時間内の場合は、内線、庁舎内放送、庁内LAN等を利用して伝達

② 勤務時間外の場合は、緊急連絡網（自宅電話、携帯電話）により伝達

(2) 市国民保護警戒本部の伝達を受けた関係職員は、直ちに参集場所に集合する。

3 市国民保護警戒本部設置の連絡

(1) 市国民保護警戒本部を設置したときは、次に掲げる機関へ連絡する。また、市国民保護警戒本部における決定事項も同様に連絡する。

- ・ 県(長崎県危機管理課、壱岐振興局総務課)
- ・ 消防機関（市消防本部、消防署、消防団）
- ・ 県警察(壱岐警察署)
- ・ 海上保安部（壱岐海上保安署）
- ・ 自衛隊(第16普通科連隊、海上自衛隊壱岐警備所)
- ・ 他国民保護関係機関
- ・ 市議会

① 連絡手段は、原則としてFAX、Eメールとし、これらが使用できない場合で、緊急の場合は、電話で連絡を行う。

② 市国民保護警戒本部設置の連絡内容

- ・ 設置場所
- ・ 設置日時（設置を決定した時間）
- ・ 警戒本部の電話番号、FAX番号

(2) 市国民保護警戒本部会議における協議・報告事項

- ・ 武力攻撃事態等におそれのある状況及びその対応状況
- ・ 関係課相互の連絡調整
- ・ 関係機関との連携推進に関する事項
- ・ 県、及び他の関係機関に対する要請に関する事項
- ・ その他情報の収集連絡等に関する事項

4 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、住民の生命、身体または財産に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、国からの避難の指示を待たずに避難の指示を行う。

(1) 退避の指示にあたっては、次の事項を示し、告知放送や広報車等により、住民に伝達する。避難の必要がなくなったときにも、同様の手段により住民にその旨を公表する。

① 退避の内容等について

② 退避先（退避先を指示する場合に限る。）

【退避の指示（例）】

- ・ 「〇〇町」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、屋内に一時退避すること。
- ・ 「〇〇町」地区の住民については、「〇〇町」地区の〇〇避難場所へ退避すること。

- (2) 退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内にとどまる方がより危険性が少ないと考えられるときは、「屋内に退避」を指示する。
- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所にとどまる方がより危険性が少ないと考えられるとき。
 - ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。
- (3) 要退避地域について、警戒区域の設定を行い武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、立入を禁止する。
- ① 警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示
 - ② 警戒区域の設定、設定の変更、解除のときは、告知放送や広報車等により、住民に広報、周知する。
 - ③ 警戒区域内には、必要と認める場所に職員を派遣し、車両、住民が立ち入らないようにする。
- (4) 退避の指示および警戒区域の設定の内容を関係機関に通知する。
- (5) 避難場所までの移動は、「徒歩」を基本とし、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設等に退避させる。その後、事態の推移、被害の状況等により、他の安全な地域に避難させる。

第3編 避難誘導の実施等

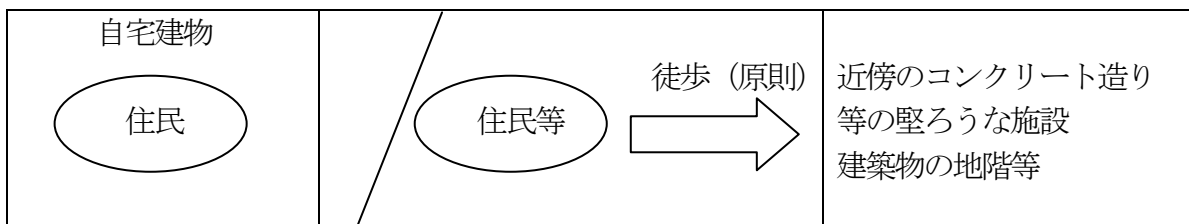
第1章 避難誘導実施等の基本的考え方

- 避難誘導に当たっては、避難行動要支援者を優先し、消防団、自主防災組織、自治会・公民館等と連携し、迅速かつ安全な避難の誘導に努める。また、避難誘導は、自治会・公民館単位または家族単位となるように配慮する。事業所においては、事業所単位での避難誘導が効果的な場合は、事業所単位での避難誘導を実施する。

1 避難の方法【例】

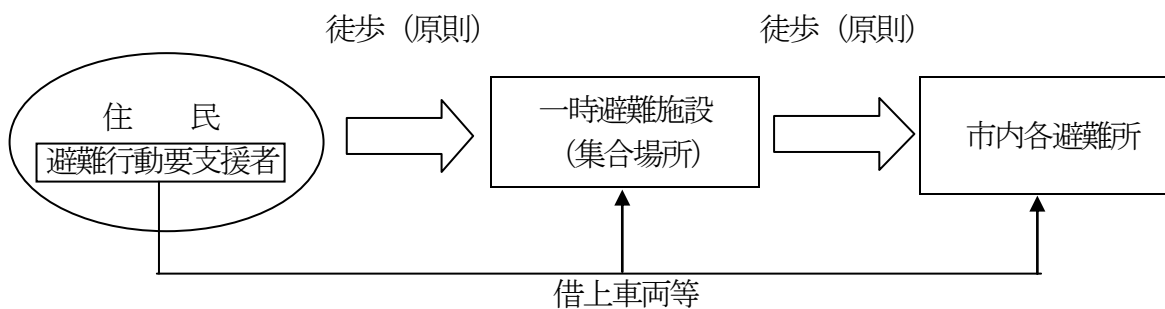
(1) 屋内避難

- ① 避難場所：近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設、建築物の地階等
- ② 避難方法：原則として徒歩により速やかに屋内に避難する。その後、事態の推移、被害の状況等により市内避難、本島から本土避難、属島（三島）から本島避難など他の安全な地域への「避難の指示」が伝達されることも想定できる。



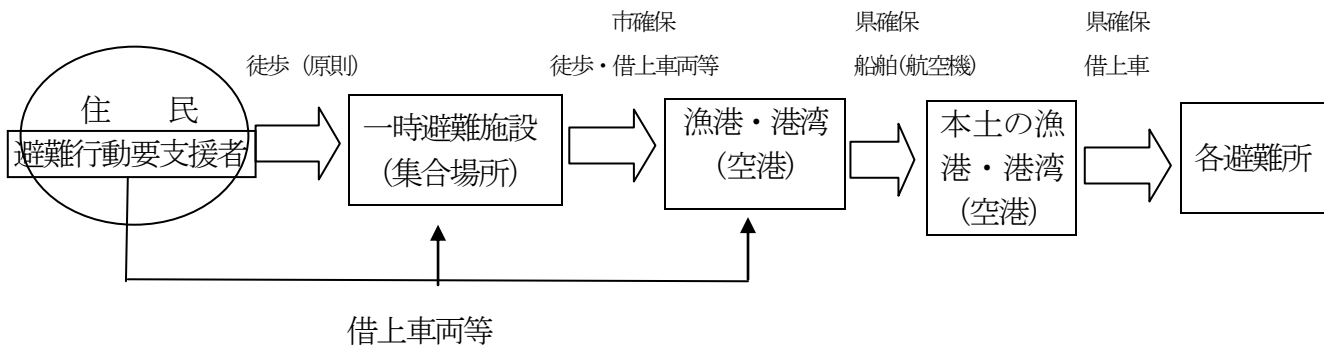
(2) 市内避難

- ① 避難場所：市内の避難施設
- ② 避難方法：一時避難施設（集合場所）、または避難施設までは徒歩を原則とする。ただし、避難行動要支援者（自力避難困難者等）の避難は、借上車両等を使用する。



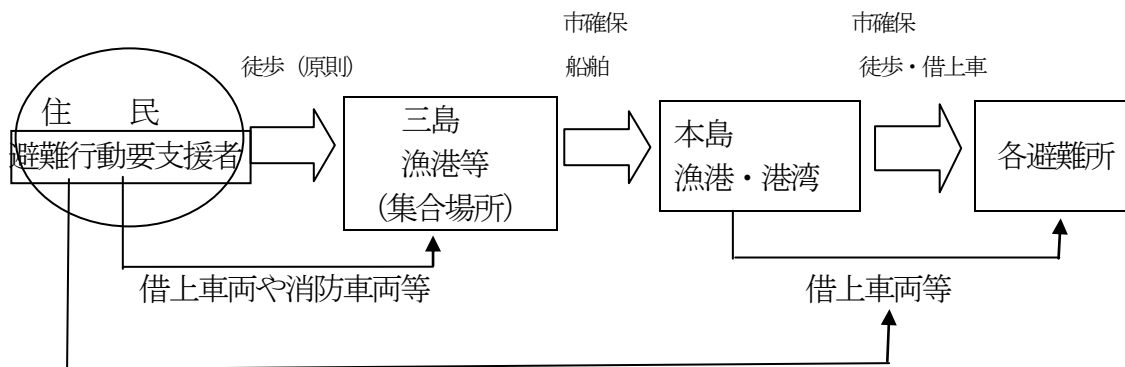
(3) 本島から本土への避難

- ① 避難場所：本土の避難施設
- ② 避難方法：一時避難施設(集合場所)から漁港・港湾(空港)までは徒歩または借上車で移動。
本島から本土への船舶・航空機の移動については、県が確保し、本土の避難施設までの移動は、県が確保する借上車により移動する。



(4) 属島(三島)から本島へ避難

- ① 避難場所：本島の避難施設
- ② 避難方法：集合場所の漁港等までは徒歩を原則とする。ただし、避難行動要支援者等の避難は、自治会、消防団、自主防災組織の協力のもと借上車両等により避難する。
本島までの船舶(主に三島フェリー、必要に応じ漁船等の協力を要請)については市が確保し、本島漁港・港湾から各避難所までは徒歩または市が確保する借上車により移動する。



第2章 避難実施要領の策定等

○ 市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

また、避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

1 避難実施要領に定める事項

(1) 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項

① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

- ・ 地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態
- ・ 避難住民の概数把握

② 避難先

③ 一時集合場所及び集合方法

④ 集合時間

⑤ 集合に当たっての留意事項

⑥ 避難の手段及び避難の経路

- ・ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））
- ・ 輸送手段の確保の調整（県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）
- ・ 具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整
- ・ 自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

(2) 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項

⑦ 市職員、消防職員及び消防団員の配置等

- ・ 各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定

⑧ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応

- ・ 避難支援プラン、避難行動要支援者支援班の設置

⑨ 要避難地域における残留者の確認

(3) その他避難の実施に関し必要な事項

- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
- ⑪ 避難住民の携行品、服装
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先

2 関係機関の連絡調整窓口

(1) 県警察

- ① 平素における避難実施要領パターン作成・見直しにかかる連絡調整窓口
沓岐警察署と綿密な意見交換を行いつつ作成する。

県警察	担当課	電話番号	県警察	担当課	電話番号
長崎県警察本部	警備課	095-820-0110	沓岐警察署	警備課	0920-47-0110

- ② 有事における避難実施要領作成協力の要請にかかる連絡調整窓口
沓岐警察署に協力要請をする。（※避難実施要領の通知先については法第 61 条に基づき、関係する警察署長である。）

(2) 海上保安部

- ① 平素における避難実施要領パターン作成・見直しにかかる連絡調整窓口
沓岐海上保安署と綿密な意見交換を行いつつ作成する。

管轄区域	海上保安部（署）	電話番号
沓岐市	唐津海上保安部 (沓岐海上保安署)	0955-74-4323 (0920-47-0508)

- ② 有事における避難実施要領作成協力の要請にかかる連絡調整窓口
沓岐海上保安署に協力要請をする。（※避難実施要領の通知先については法第 61 条に基づき、関係する海上保安部長・海上保安署長である。）

(3) 自衛隊

- ① 平素における避難実施要領パターン作成・見直しにかかる連絡調整窓口
沓岐市を担任する協議会委員（協議会担任部隊長）と綿密な意見交換を行いつつ作成する。

区域名	部隊名	職名	電話番号
沓岐市	第 16 普通科連隊	第 16 普通科連隊長	第 3 科 0957-52-2131
	海上自衛隊沓岐警備所	沓岐警備所長	0920-42-0167

② 有事における避難実施要領作成協力の要請にかかる連絡調整窓口

法第 61 条、令第 8 条の規定により連絡窓口は、長崎地方協力本部である。（※避難実施要領の通知先も同様である。）

自衛隊の部隊等の長等	電話番号	備考
長崎地方協力本部長	総務課 095-826-8844	法定窓口
壱岐市国民保護協議会 担任部隊		長崎地方協力本部と連絡が取れない場合に限る。
海上自衛隊壱岐警備所	0920-42-0167	
第 16 普通科連隊	第 3 科 0957-52-2131	

第3章 避難実施要領のパターン（モデル）

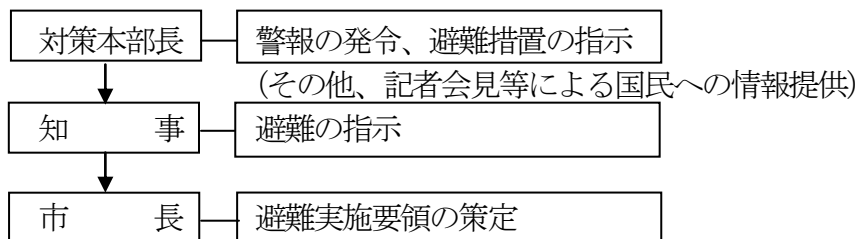
1 弾道ミサイル攻撃の場合

(1) 想定事態の状況及び避難の必要性

- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。
(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階及び地下施設に避難することとなる。)
- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

このため、弾道ミサイル攻撃の主体（国又は国に準ずる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。その意味では、すべての区域に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

【弾道ミサイル攻撃の場合】

避難実施要領(例)

壱岐市長

○月○日○時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った・・・。

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。

2 避難誘導の方法

・実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長からその都度警報の発令が行われることから、担当職員は、本市区域が着弾予測地域に含まれる場合においては、全国瞬時警報システム(J-ALERT)を活用し同報系告知放送で国が定めたサイレンを最大音量で鳴らし、住民に警報の発令を周知するとともに、住民が近傍の屋内に避難できるように、あらかじめ個々人のとるべき対応を周知徹底する(その際、コンクリートの堅ろうな建物への避難が望ましいが、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、外気によりできるだけ遮断される状態になるように周知する。)

・車両内に在る者に対しては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、車両を道路外の場所(やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨げにならない方法)に止めるよう周知する。

・外出先においては、可能な限り、大規模集客施設等の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる(その際、ガラス張りの建築物の下は避ける。)とともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れるよう周知すること。

・住民に対しては、屋内避難時に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書及び支給品(あれば)を用意しておくよう周知する。また、告知放送やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。

・住民が近所で弾道ミサイルの着弾音と考えられる不審な音を聞

※ 弾道ミサイル攻撃への対応は、政府における記者会見等による情報提供と並行して、住民に対して、より入念な説明を行うことが必要(過去に経験のない事案では、「正常化の偏見」が存在する。)

※ 津波警報発令時には、住民が高台に避難することと同じように、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、屋内に避難するというイメージが住民に定着していることが重要。

※ 防災行政無線のサイレン音については、内閣官房サイトで視聴が可能であり、訓練等を通じて、この音を定着させる努力が求められる。

いた場合には、できるだけ市、消防機関、県警察又は海上保安部等に連絡するよう周知すること。

- ・弾道ミサイルの着弾地点の周辺には、一般の住民は、興味本位で近づかないように周知すること。

3 その他の留意点

- ・特に、自力での歩行が困難な者においては、迅速な屋内避難が行えるよう、外出先における対応について、各人で問題意識を持ってもらえるよう、避難行動要支援者の「避難支援プラン」を活用してあらかじめ説明を行っておくこと。

- ・住民以外の滞在者についても、屋内へ避難することができるよう、所管の部局から、集客施設や店舗等に対して、協力をお願いすること。

4 職員の配置等

職員の体制及び配置については、別に定める。

※ 着弾後の状況を踏まえた避難の指示が行われるまで、着弾があった現場からは、一般の住民は、離れるよう周知する。

2 ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

(1) 想定事態の状況及び避難の必要性

- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長による避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難を実施することが基本である。
なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。
- ② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部等及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は、一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。
- ③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく、的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

(避難に時間的余裕がある場合の対応)

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

(昼間の突発的に事案が発生した場合の対応)

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、海上保安部、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般的には、狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で、最大の心理的又は物理的效果を生じさせることが考えられることから、公共施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃の可能性が一般に高く、注意が必要である。

【ゲリラ・特殊攻撃による攻撃の場合の避難実施要領】

(比較的時間的な余裕がある場合)

避難実施要領 (例)

壱岐市長

〇月〇日〇時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、〇〇において武装した潜水艦が座礁し、逃走した武装作業員による攻撃の可能性があることを踏まえ、警報を発令し、壱岐市〇〇地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った・・・
知事は、別添の避難の指示を行った。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

壱岐市は、A・B・C地区住民約500名を本日15:00を目途に各地区の一時避難施設であるA・B・C公民館に集合させた後、本日15:30以降、市車両及び民間大型バスにより、壱岐市〇〇小学校へ避難させる。この際、公民館までの避難は徒歩によるものとし、自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定するものとする。

(2) 市の体制、職員派遣

ア 市対策本部の設置

国からの指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。

イ 市職員の現地派遣

市職員各2名を、A・B・C公民館、避難先の壱岐市・〇〇小学校に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣する。

ウ 避難経路における職員の配置

避難経路の要所において、連絡所を設置し、職員を配置して各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。また、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両や案内板を配備する。連絡所においては、救護班等を設置して、軽傷者や気分が悪くなった者への対応給水等を行う（配置については別途添付）。

また、各地区における避難の開始や終了等の状況の連絡を本部との間で行う。

エ 現地調整所の設置等

現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設ける。現地調整所に派遣している市職員（消防職員含む。）から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

また、定時又は随時に会合を開き、関係機関の活動内容の調整及び確認を行う。

※ 具体的な被害が発生しているとの報告がない段階での避難を行うこともある。

※ 対処基本方針、警報、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載。

※ 避難の指示を添付する。

※ 少しでも時間的な余裕がある場合における避難は、一時避難場所に徒歩により集まり、当該一時避難場所からバス等で移動することが基本的な対応として考えられる。

※ 自家用車の使用については、地域の特性を踏まえて、県警察とあらかじめ調整しておくことが重要である。

※ 避難誘導の方法については、各現場における県警察、海上保安部、自衛隊等からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正する。

※ 事態の変化に迅速に対応できるよう、関係機関(県、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊等)からの情報の共有や活動調整を行うために、現地調整所を設置し、又は職員を現地調整所に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に連絡のため職員を派遣し、最新の状況を入手して、避難実施要領に反映させる。

※ 避難経路の要所において、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両等を配置して、避難住民に安心感を与えることも重要である。

(3) 輸送手段

ア 避難住民数、一時避難施設、輸送力の配分

(ア) A地区

約200名、A公民館、市保有車両×4 ○○バス2台

(イ) B地区

約200名、B公民館、○○バス×大型バス4台

(ウ) C地区

約100名、C公民館、○○バス×大型バス2台

(エ) その他

イ 輸送開始時期・場所

○○日15:30、A・B・C公民館

ウ 避難経路

国道382号(予備として県道○○号及び○○号を使用)

(4) 避難実施要領の住民への伝達

ア 担当職員は、告知放送及び市広報車、消防車両等あらゆる手段を活用して、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。

イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、A・B・C地区の自治会長・公民館長、消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への伝達を依頼する。

ウ 担当職員は、避難行動要支援者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。

エ 担当職員は、近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。

オ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

カ 災害時要援護者については、一般の住民より避難に時間を要することから、避難支援プランを活用して、特に迅速な伝達を心がける。

キ 外国人に対しては、国際交流協会等の能力を活用し、語学に堪能な協力者を窓口として配置するなど、避難実施要領の伝達に努める。

(5) 一時避難場所への移動

ア 一時避難場所への住民の避難は、健常者については、徒歩により行うこととする。自家用車については、健常者は、使用しないよう周知する。

イ 消防機関は、自治会・自主防災組織等の協力を得て住民の誘導を行う。

ウ 自力避難困難者の避難

市は、自力避難困難者の避難を適切に行えるよう「避難行動要支援者支援班」を設置し、「避難支援プラン」に沿って、次の対応を行う。

a ○○病院の入院患者5名は、○○病院の車両又は救急車を利用

※ バス等の輸送手段の確保については、基本的には、県が行う。

※ 避難経路については、交通規制を行う県警察の意見を十分に聴いて決める。

※ 夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明(投光器具、車のヘッドライト等)を配備し、住民の不安をなくさせる。

※ 冬期では、避難時における住民の衣類への注意を促すことや避難時の健康対策及び積雪時の移動時間を考慮した避難計画の時間配分に留意する。

※ 外国人については、各国の大使館・領事館による自国民の保護のための対応と並行して行うこととなる。

※ 防災・福祉関係部局を中心とした横断的な組織として「避難行動要支援者支援班」を設置して、特に注意した対応を念頭に置く。

して避難を実施する。

b △△老人福祉施設入居者25名の避難は、市社会福祉協議会が対応する。

c その他、介護を必要とする者の避難は、自家用車等を使用できることとする。

(6) 避難誘導の終了

ア 市職員及び消防職員及び消防団員は、住民の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。

イ 避難誘導は、17:30 までに終了するよう活動を行う。

(7) 誘導に際しての留意点や職員の心得

市の職員及び消防職員及び消防団員は、誘導に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・ 住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- ・ 市の誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ・ 誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- ・ 学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

(8) 住民に周知する留意事項

ア 住民に対しては、近隣の住民に声をかけあうなど、相互に助け合って避難を行うよう促す。

イ 消防団、自治会・公民館、自主防災組織などの地域のリーダーに対しては、毅然とした態度で誘導を行うようお願いし、混乱の防止に努める。

ウ 住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないように住民に促す。

エ 留守宅の戸締まり、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するよう住民に促す。

オ 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、市長、消防吏員、警察官又は海上保安官に通報するよう促す。

(9) 安全の確保

誘導を行う市の職員に対しては、二次被害が生じないよう、国の現地対策本部や県からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。必要により、現地調整所を設けて、関係機関の現場での情報共有・活動調整を行う。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備等を有する他の機関に要請する。

誘導を行う市の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付

※ 事態の発生状況に対して「正常化の偏見」が考えられるため、自然災害時以上の残留者があらかじめ予想されることから、一定規模の避難誘導員を動員するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。

※ 職員による避難誘導の活動に対する理解を得るためには、防災服、腕章、旗、特殊標章などを必ず携行させることが重要である。

※ 国からの警報等による情報のほか、現地調整所において現場の情報を集約して、事態の変化に迅速に対応できるようにすることが重要である。

※ 特殊標章及び身分証明書は、武力攻撃事態等における使用に限られるが、国際法上、国民保護措置に係る職務等を行う者が保護されるために重要である。

し、必ず携帯させる。

3 各部の役割

別に示す。

4 連絡・調整先

ア バスの運行は、県〇〇課及び県警察と調整して行う。

イ バス運転手、現地派遣の県職員及び市職員との連絡要領は、別に示す。

ウ 状況が変化した場合は、別に定める緊急連絡網により連絡する。

エ 対策本部設置場所：壱岐市役所

オ 現地調整所設置場所：〇〇

5 避難住民の受入・救援活動の支援

避難先は、壱岐市〇〇小学校及び〇〇公民館とする。当該施設に対して、職員を派遣して、避難住民の登録や安否確認を行うとともに、食料、飲料水等の支給を行う。その際、県及び市の支援を受ける。

【ゲリラ・特殊攻撃による攻撃の場合の避難実施要領】

(昼間の突発的な攻撃の場合の避難)

避難実施要領 (例)

老岐市長

○月○日○時現在

1 事態の状況

○月○日○時○分に○○地区で発生した攻撃は、武装工作員の抵抗等により、引き続き、○○地域で戦闘が継続している状況にある(○月○日○時現在)。

2 避難誘導の全般的方針

○○地区に所在する者に対しては、最終的に、当該地区から早急に避難できるよう、警報の内容や事態の状況等について、告知放送等により即座に伝達する。

武装工作員の行動に関する情報について正確な情報が入手できない場合で、外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断されるときは、屋内に一時的に避難させる。

武装工作員による攻撃が、当該地域において一時又は最終的に収束した場合には、県警察、海上保安部等及び自衛隊と連絡調整の上速やかに域外に避難させる。その際、国からの警報等以外にも、戦闘地域周辺で活動する現場の警察官、海上保安官及び自衛官からの情報をもとに、屋内退避又は移動による避難をさせることがある。

新たな爆発等の具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途、その内容を伝達する。

3 避難の方法

○月○時現在

○○地区については、○○道路を避難経路として、健常者は徒歩により避難する。

自力歩行困難者は、・・・

○○地区については、事態が沈静化するまで、当面の間、屋内避難を継続する。

4 死傷者への対応

住民に死亡・負傷者が発生した場合には、○○地点の救護所、○○病院に誘導し、又は搬送する。NBC攻撃による死傷の場合には、○○地点の救護所及び○○病院に誘導し、又は搬送する。この場合は、防護用の資機材を有する専門的な職員に、汚染地域からの誘導又は搬送を要請する。

また、県や医療機関によるDMATが編成される場合は、その連携を確保する。

※ ゲリラ・特殊部隊等による攻撃に伴う避難は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における県警察、海上保安部、自衛隊等からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を攻撃の区域外に避難させる。

※ 戦闘が行われる地域に所在する住民については、事態の状況が沈静化するまで、一時的に屋内に避難させ、局地的な事態の沈静化の状況を踏まえて、順次避難させる。

※ 屋内避難は、①NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき、②敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるときに行う。

※ 状況の変化とともに、逐次修正

※ 避難の方法については、警報の内容等以外にも、現場で活動する県警察、海上保安部及び自衛隊等の意見を聴いた上で決定することが必要である。

※ 現地調整所で、県警察、海上保安部、自衛隊等の情報を集約して、最新の事態に応じた避難方法を決定する。

※ DMAT(Disaster Medical Assistance Team:災害派遣医療チーム)は、医療機関との連携により、緊急医療活動を行う。

5 安全の確保

誘導を行う市の職員に対しては、二次被害を生じさせることがないよう、現地対策本部等、県からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備を有する他機関に要請する。

誘導を行う市の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

【ゲリラ・特殊攻撃による攻撃の場合の避難実施要領】
(化学剤を用いた攻撃の場合)

避難実施要領（例）

老岐市長

○月○日○時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、○○地域における爆発について、化学剤（○○剤と推定される。）を用いた可能性が高いとして、警報を発令し、爆発地区周辺の老岐市○○町○○触○○番地の地域及びその風下となる地域（○○番地）を要避難地域として、屋内へ避難するよう避難措置の指示を行った・・・。

知事は、別添の避難の指示を行った（避難の指示を添付）。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

市は、要避難地域の住民約500名について、特に、爆発が発生した地区周辺の地域については、直ちに現場から離れるとともに、周辺や風下先となる○○触の住民は、屋内への避難を行うよう伝達する。

当該エリア内の住民に対しては、告知放送により避難の方法を呼びかけるとともに、NBC防護機器を有する消防機関に伝達をさせる。また、防護機器を有する県警察、海上保安庁、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等による屋内への避難住民の誘導を要請する。

(2) 市における体制、職員派遣

ア 市対策本部の設置

指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。

イ 市職員の現地派遣

市職員4名を、爆発が発生した地区周辺に派遣し、現地での調整に当たらせる。また、現地で活動する県警察、消防機関、海上保安部等、自衛隊等と共に現地調整所を立ち上げ、情報共有及び連絡調整に当たらせる。

ウ 現地対策本部との調整

政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣して、活動調整や情報収集に当たらせる。

(3) 避難実施要領の住民への伝達

ア 担当職員は、告知放送を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、防護機能を有する消防車両等あらゆる手段を活用する。

イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、要避難地

※ 化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる性質がある。このため、外気からの密閉性の高い部屋や風上の高台に避難させることとなる。

※ NBC攻撃の場合には、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して、措置の実施に当たることから、政府の各機関との連絡を取り合って活動することが必要である。現地対策本部との緊密な連絡体制を確保することは職員の活動上の安全に寄与することとなる。

※ 防護衣を着用せずに、移動して伝達することは危険を伴うことから、伝達は、告知放送や電話に限られる。

域に所在する自治会長・公民館長、消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への電話等による伝達を依頼する。

ウ 担当職員は、避難行動要支援者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障害者団体等への伝達を行う。

エ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

(4) 避難所の開設等

ア ○○公民館を臨時避難所として開設し、関係機関及び要避難地域所在の住民に伝達する。また、県と調整して、当該避難所における、専門医やDMAT（災害派遣医療チーム）等による医療救護活動の調整を行う。

イ 市は、被災者の把握を行い、その状況に応じて、避難所におけるNBCへの対応能力を有する医療班の派遣調整を行う。また、専門医や医薬品の確保のため、県、医療機関と調整を行う。

ウ 避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入先となる医療機関について、県と調整し、災害医療機関ネットワークを活用して、専門医療機関における受入れの調整を行う。

(5) 誘導に際しての留意点や職員の心得

ア 職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。

イ 防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。

ウ 誘導員は、迅速な情報提供を行うことにより混乱を防止するとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

(6) 住民に周知する留意事項

ア 住民に対しては、屋内では、窓を開けて、目張りにより室内を密閉するとともに、できるだけ窓のない中央の部屋に移動するよう促す。また、2階建て以上の建物では、なるべく上の階に移動するよう促す。

イ 外から屋内に戻った場合は、汚染された衣服等をビニール袋に入れ密閉するとともに、手、顔及び体を水と石けんでよく洗うよう促す。

ウ 告知放送、テレビ・ラジオなどによる情報の入手に努めるよう促す。

(7) 安全の確保

市の職員において、二次被害を生じさせることがないよう、国の現地対策本部、現地調整所等からの情報を市対策本部に集約して、各職員に対して最新の汚染状況等の情報を提供する。

特に、化学剤の汚染がひどい場所においては、専門的な装備等を有

※ 避難所における活動は、救援に関する県との役割分担を踏まえて行う。

※ NBCによる汚染の状況が目に見えないような事象においては、一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、行政による速やかな情報提供を常に考える必要がある。

する他の機関に被災者の搬送等を要請する。

3 各部の役割

別に示す。

4 連絡・調整先

ア 対策本部設置場所：老岐市役所

イ 現地調整所設置場所：〇〇

3 着上陸侵攻の場合

① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応をすることが必要となる。

このため、県計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

② 離島である本市における避難については、次の対応を基本として対応を検討する。

離島である本市における避難では、島外への避難を前提として考えた場合に、全住民の避難が可能な運送手段を確保することが必要となるが、島内の運送手段の確保については、原則として市が行い、島内空港・港湾等から本土の避難先までの運送手段については、県が、国及び指定公共機関並びに指定地方公共機関である運送事業者と調整して確保することが基本である。

市では、当該運送手段の確保の状況を踏まえ、島内の住民を、運送の拠点となる港湾へ運送するバスや公用車などを確保し、各地区の住民に周知を行うことが措置の中心となる。

③ 属島である三島地区における避難については、次の対応を基本として対応を検討する。

属島である三島地区における避難では、島外への避難を前提として考えた場合に、全住民の避難が可能な運送手段を確保することが必要となるが、市において三島フェリー及び指定公共機関並びに指定地方公共機関である運送事業者と調整して確保することが基本である。

市では、運送の拠点となる港湾へ運送する借上車両や消防車両などを確保し、各地区の住民に周知を行うことが措置の中心となる。

(但し、交通手段が不足する場合は、警察署の意見を聞いた上で、自家用車等を交通手段として示すことができる。)

※ 漁船の利用にあたっては、通常の輸送手段の確保が困難な場合で、遵守すべき現行法規内での協力であって、かつ漁業従事者等の自発的な意志にゆだねられるものである。また、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。

<p>【着上陸侵攻の場合の避難実施要領】 (本土への避難の場合)</p> <p style="text-align: right;">壱岐市長 ○月○日○時現在</p> <p style="text-align: center;">避難実施要領 (例)</p> <p>1 事態の状況、避難の必要性 対策本部長は、壱岐市に対する武装工作員の侵攻の可能性を考慮し、警報を発令し、壱岐市の全域を要避難地域とする避難措置の指示を行った……。</p> <p>(対処基本方針の内容、警報の内容、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載。)</p> <p>知事は、別添の避難の指示を行ったところである(避難の指示を添付)。</p>	
--	--

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

壱岐市は、全域の住民約〇〇〇〇〇名について、〇〇日12:00を目途に避難住民の運送を開始する。避難は、〇日～〇日の3日かけて行う。

島外への避難住民の運送は、〇〇港から、〇〇郵船のフェリー〇隻をピストン運送して行うとともに、緊急時には、これ以外にも海上保安部等の船艇・航空機及び海上自衛隊の輸送艦艇が避難住民の運送に当たるよう要請している。

出航便の一時間前に港湾に到着できるよう、〇〇バスにより、島内を循環して、住民を移動させる。

壱岐市は、住民を徒歩により、バス停に集合させるものとし、自家用車の使用は、特別な事情がある場合以外は、認めない。

避難先は、当面の間は、壱岐市の〇〇地区は〇〇公民館及び〇〇体育館、〇〇地区は〇〇公民館及び〇〇体育館とする。

(2) 事前準備の呼びかけ

全住民に対して、告知放送、広報車等を活用して、避難のための準備を行うことを呼びかけ、周知する。

職員は、担当地域を配分して、各自治会・公民館単位での避難者リストを、自治会長・公民館長や消防団長の協力を得て作成する。その際、各地区の避難希望日時の要望を聴取する。

避難用バスの時間等については、告知放送や広報車等により知らせるとともに、隣近所同士で声を掛け合うように呼びかける。

避難行動要支援者については、一般の住民よりも避難に時間を要することから、危急の場合に対応できるよう、早期の避難を促す。また、避難行動要支援者支援班を設けて、避難の支援を行う。

(3) 避難所等までの避難

避難所等までは、徒歩により移動する。自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定するものとする。

壱岐市は、避難者リストを作成し、各地区の住民は、出来るだけまとまって集団で行動するよう努める。

避難の最終日においては、避難者リスト等に基づき、残留者を個別訪問して、避難の有無を確認する。

(4) 港湾における対応

港湾においては、避難連絡所を設置して、職員が、作成した避難者リストにより避難住民の確認を行う。また、各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行うとともに、順次、住民を落ち着いて、乗船させるとともに、食料や飲料水を配給する。

(5) 避難先における対応

避難先の港湾においては、連絡所を設置し、県の支援により、〇〇避難所までの運送手段の調整を行う。

※ 島外への輸送手段については、県が国、指定地方公共機関(又は指定公共機関)である運送事業者の輸送手段をチャーターする。

※ 島内の各地域からフェリーの発着港湾までの移動は、基本的には、市が、島内のバスや公用車両を活用して行う。交通手段が不足する場合は、警察署の意見を聞いた上で、自家用車等を交通手段として示すことができる。

※ 島外への避難の手段が限られることから、可能な限り、残留者が取り残されないような個別訪問等の対応を心がける。

※ 誘導に際しての留意点、各部の役割、連絡・調整先等の記載は略。

【着上陸侵攻の場合の避難実施要領】
(属島（三島）から本島への避難の場合)

壱岐市長
○月○日○時現在

避難実施要領（例）

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、○島に対する武装工作員の侵攻の可能性を考慮し、警報を発令し、壱岐市○島の全島を要避難地域とする避難措置の指示を行った・・・・・・・・。

(対処基本方針の内容、警報の内容、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載。)

知事は、別添の避難の指示を行ったところである（避難の指示を添付）。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

市は、○島の全域の住民約○○○名について、○○日12:00を目途に避難住民の運送を開始する。

島外への避難住民の運送は、○○港から、三島フェリーをピストン運送して行うこととする。緊急時には、これ以外にも壱岐海上保安署等の船艇及び海上自衛隊の輸送艦艇等が避難住民の運送に当たり、必要に応じ漁船等の協力を要請する。

出航便の一時間前に○○港に到着できるよう、消防車両等を利用し島内を循環して、住民を移動させる。

(2) 事前準備の呼びかけ

全住民に対して、告知放送等により、避難のための準備を行うことを呼びかける。また消防車両等を活用して周知する。

職員は、担当地域を配分して、各自治会単位での避難者リストを、自治会長や消防団の協力を得て作成する。

避難行動要支援者については、一般の住民よりも避難に時間を要することから、危急の場合に対応できるよう、早期の避難を促す。また、避難行動要支援者支援班を設けて、避難の支援を行う。

(3) 港湾における対応

港湾においては、避難連絡所を設置して、職員が、作成した避難者リストにより避難住民の確認を行う。また、各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行うとともに、順次、住民を落ち着いて、乗船させる。

(4) 避難先における対応

避難先の港湾においては、連絡所を設置し、避難所である○○体育館までの運送手段の調整を行う。

※ 三島各島の各地域からフェリー発着港までの移動は、基本的には、徒歩を原則とするが、状況により借上車両や消防車両等を活用して行う。交通手段が不足する場合は、警察署の意見を聞いた上で、自家用車等を交通手段として示すことができる。

※ 島外への避難の手段が限られることから、可能な限り、残留者が取り残されないような個別訪問等の対応を心がける。

第4章 避難誘導における留意点

1 各種の事態に即した対応

- 弾道ミサイル攻撃やゲリラ・特殊部隊による攻撃など攻撃類型により、避難に時間的余裕があるか否か、昼間の人口が集中する地域における避難であるか否か等により、実際の避難誘導の在り方は異なり、常にその事態に即した避難誘導の実現を図る姿勢が求められる。避難実施要領についても、事態の変化を踏まえ、逐次修正することが求められる場合もある。
- 弾道ミサイル攻撃においては、当初は迅速に屋内に避難することとなる。避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、実際に弾道ミサイルが発射されたときに個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知しておくことが主な内容となる。
- ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、比較的時間的な余裕がある場合には、一時避難場所までの移動、一時避難場所からのバス等による移動といった手順が一般には考えられるが、昼間の人口が集中する地域において突発的に事案が発生した場合には、当初の段階では個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、海上保安部、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を行うこととなる。
- 本島については、県による船舶等の運送手段の確保と並行しながら、島内における運送手段の確保や残留者の有無の確認等を行うこととなる。また属島である三島については、市において各島からの船舶等の運送手段の確保と並行しながら、島内における運送手段の確保や残留者の有無の確認等を行うこととなる。
- 突発的なテロなど時間的な余裕がないケースにおいては、特に初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ない。このため、平素から、住民が緊急時に如何に対応すべきかについて問題意識を持ってもらう努力が必要である。
- 行政当局の限られた資源を活用し、効率的に避難を行うためには、必要となる措置に優先順位をつけていかなければならないが、その際、住民への情報提供及び避難行動要支援者の避難誘導について、特に重視しなければならない。

2 避難誘導に係る情報の共有化、一元化

- 避難住民の誘導に当たっては、対策本部長による避難措置の指示の内容、警報の内容（特に法第44条第2項第2号に掲げる「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」の設定の状況）、またそれを受けた知事による避難の指示を踏まえた対応が基本である。
- 他方、ゲリラや特殊部隊による攻撃などのように、現場において事態が刻々と変化するような状況においては、現地で活動する関係機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を考える必要がある。

- 避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴くこととしており、その際に、各機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を決めていくことが求められる。
- 市の対策本部は、市の区域における国民保護措置を総合的に推進する役割を担うが事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言等に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地調整所を設けて、活動調整に当たることが必要である。
- 避難誘導の開始や終了時、問題が生じた時などは、現地調整所に必ず連絡し、現地調整所において現場の情報を一元化し、全体の状況を常に把握しておくことが期待される。また現地調整所の職員は、市対策本部と常に連絡を取り合い連携の取れた対応を行う。
- また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に市の職員を（連絡員）として派遣して、最新の情報を入手するとともに、避難実施要領の作成や修正作業に反映させることが必要となる。

3 住民に対する情報提供の在り方

- 国民保護法上、国民への適時適切な情報提供が定められているところであるが、避難誘導に当たっても、住民に可能な限り情報提供をしていく必要がある。
- 武力攻撃やテロについては、我が国においてはあまり意識されてこなかったため、自然災害以上に、希望的観測を抱き、災害の発生を軽視もしくは無視し、適切な行動を取らないということ（ノーマルシー・バイアス＝「正常化の偏見」）が起きやすく、また、逆に、小さな事象に対し過剰に反応したり（カタストロフィー・バイアス）、流言や誤情報に基づいて思いこみで行動する可能性もある。そうした住民の心理状態も念頭に置き、住民に対して、必要な情報をタイムリーに提供することが必要である。
- その際、事態の状況や住民の避難にかかわる情報のみならず、行政側の対応の状況についても、可能な限り提供すべきである。それは、住民にとっての安心材料にもなるものである（状況に変化がない場合においても、現状に関し情報提供を続けることは必要である。）。
- また、「正常化の偏見」を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な要員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。
- 放送事業者の有する情報伝達の即時機能にかんがみ、重要な情報は、速やかに放送事業者に提供することが必要となる。
- 避難行動要支援者や外国人など、情報が届きにくい住民については、民生委員、ボランティア団体等を通じた情報提供も行うことが必要となるが、そのためには、平素より、十分な連携を図っておくことが求められる。

- NBC攻撃のように、NBCによる汚染の状況が目に見えないような事象においては一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、特に行政による速やかな情報提供に心がけなければならない。

4 高齢者、障害者等への配慮

- 避難誘導にあたっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮が重要であり、避難誘導に当たり常にこのことを意識する必要がある。また、時間的余裕がなく、屋内に留まる方が安全と考えられる場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として考えることが必要である。
- 具体的には、以下の避難行動要支援者支援措置を講じていくことが適当と考える。
 - ① 防災・福祉関係部局を中心とした横断的な組織としての「避難行動要支援者支援班」の設置
 - ② 消防団や自主防災組織等による情報が伝達されているか否かの確認
 - ③ 社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と連携した情報提供と支援の実施
 - ④ 一人一人の避難行動要支援者のための「避難支援プラン」の策定（地域の避難行動要支援者マップを作成する等）等
- また、老人福祉施設等の施設の管理者において車いすや担架による移動補助、車両による搬送等の措置が適切に講じられるよう、収容者数を踏まえた運送手段の確保の方策について検討しておくことが必要である。
- なお、「避難支援プラン」を策定するためには、避難行動要支援者情報の把握・共有が不可欠となるが、次の方法がある。

同意方式	住民一人ひとりと接する機会をとらえて避難行動要支援者を把握し、避難行動要支援者本人に直接働きかけ、避難支援プランを策定する方式。必要な支援等をきめ細かく把握することができる。	対象者が過多となる場合は、業務量も踏まえて、対象者の特定についての検討が必要となる。
手上げ方式	（制度を周知した上で、）自ら希望した者についての避難支援プランを策定する方式。必要な支援等をきめ細かく把握することができる。	登録を希望しない者への対策が必要。共有情報による避難行動要支援者の特定をせずに取り組むと、避難行動要支援者となり得る者の全体像が把握できない。
共有情報方式	市が、個人情報保護条例中の個人情報の目的外利用・提供に関する規定に基づいて、審査会等の手続きを経たうえで、福祉関係部局と防災関係部局とで情報共有し、分析の上、避難行動要支援者を特定する方式。	情報共有の結果特定される避難行動要支援者が必要とする支援等をきめ細かく把握するため、最終的には本人からの確認・同意が必要。関係情報を自主防災組織等に提供する場合等にも本人の同意が必要。

5 安全かつ一定程度規律を保った避難誘導の実現

- 避難は、現時点において安全でも、事態の変化の可能性があることから、変化した場合においても住民の安全を確保するために行うものであり、避難過程の安全確保は、避難にあたっての前提である。
- したがって、避難誘導の開始時において、県警察等との活動調整を行い、避難経路の要所において、職員を配置して各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板などを配置して、誘導の円滑化を図るべきである。また、一時避難所からバス等で移動する場合には、当該一時避難所において職員を住民の搭乗等の調整に当たらせることが必要である。
- また、避難誘導の実施に当たり、避難住民が興味本位で、危険な地域に向かったり、避難から脱落することがないように、注意する必要がある。
- 避難誘導の実施に当たり、少しでも連帯感を持って避難誘導を行うことが必要となるが、地域社会における連帯感が希薄な場合においても、現場における個々の誘導員がリーダーシップを発揮することで、一定程度規律を保った避難を行うことが可能となる。
- このため、避難誘導の先導に立つ要員については、次の点に留意して活動させる必要がある。
 - ① 住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うことになることから、誘導に当たる者は、より一層、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
 - ② 誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にして、その活動に理解を求めること（自主防災組織等には特殊標章の交付も）
 - ③ 誘導員は、パニックの予兆を察知したら、それに先立ち迅速な情報提供と冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
 - ④ 近隣の住民に声を掛け合い、相互に助け合って避難を行うよう促すこと。

6 学校や事業所における対応

- 学校や大規模な事業所においては、時間的な余裕がある場合を除き、集団でまとまって行動することを前提として、誘導の方法を考えるべきである。
- 例えば、学校については、時間的に余裕がある場合には、保護者に連絡して、児童生徒等と保護者が一緒に行動するが、保護者が職場にいる場合や時間的余裕がない場合には、学校の管理の下で、担任が児童生徒等と行動を共にして避難を行うことを基本とする（登下校中や課外活動中に、学校に戻ったり、所在する児童生徒等についても同様である。）。
- こうした取組みを円滑に進めるためにも、平素より、学校や事業所と連携を図るとともに、訓練等により浸透を図る必要がある。

7 民間企業による協力の確保

- 災害時の民間企業の役割として、「企業内の防災」のみならず、「地域の防災力」を確保する上で役割が重要になっている。企業の持つ物理的スペースが、住民避難に役立つのみならず近隣地域への情報提供等についても、重要な役割を果たしうる。例えば、武力攻撃やテロが発生した場合においても、企業単位で地域の避難誘導を主体的に実施したりすることなどは、大きな効果を生む。
- このため、各地域において、こうした取組みを行う民間企業をPRすることなどにより、地域において、民間企業が住民避難等を支援する体制づくりを進めるべきである。

8 住民の「自助」努力による取組みの促進

- 災害時では、「自助7割、共助2割、公助1割」であると、一般に指摘されており、特に初動の対応は、阪神・淡路大地震の際の教訓に照らしても、個々人の自助能力が鍵であるとされている。つまり、テロ生起現場は、多数の住民が生活している場でもあり、住民自らが身を守る必要があるということである。
 - 事案の発生直後は、危険を回避し被害を軽減するため非常に重要な時間であるが、その時点での行政側の対応には一定の限界があり、国民一人一人が危険回避のために問題意識を持って対応できるよう、平素からの啓発を強化する必要がある。
 - 市においても、武力攻撃事態あるいは大規模なテロに際し、住民自ら行うべきことについて、研修会や訓練を通じて、平素から周知するよう努力することが期待されている。そうした取組みは、緊急時に一定の方向に人々の行動を収斂させるという効果も有しており、安全かつ円滑な避難実施の点からも有効である。
- ※ 攻撃発生当初の段階では、個々人の判断により、現場における次の行動を考える。

- ・ 爆発音を聞いた直後は、とっさに低い姿勢になり、身の安全を守るとともに、周囲の状況を確認する。
- ・ 速やかに爆発が起こった建物などからできる限り離れる。
- ・ 近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に避難する。また、移動に際しては、現場に消防職員、警察官又は海上保安官がいる場合には、その指示に従って、落ち着いて行動する。
- ・ 異変の起こった地域には、むやみに近寄らない。

※「武力攻撃やテロなどから身を守るために」（内閣官房）参考

9 季節の別に応じた避難の対応

冬季では、積雪時における人の運動能力低下や、運送手段等の実情を踏まえた対応が必要となる。このため、避難時における住民の衣類への注意を促すことや避難時の健康対策及び積雪時の移動時間を考慮した避難計画の時間配分に留意する。

○ 冬季における留意事項

- ①個々の住民における防寒対策への呼びかけ(上着や毛布等)
- ②積雪による車両通行困難が想定される場合では徒歩移動の呼びかけ、または適切なルート選定
- ③自家用車内への避難等、密閉空間内での燃料不完全燃焼による一酸化炭素中毒、車中で睡眠等の場合の血栓症等への留意
- ④日照時間が短いことから、避難誘導時刻に留意(時間的余裕がある場合)

○ 夏季における留意事項

- ①熱中症の予防(帽子や飲料水の携行)呼びかけ
- ②仮設テント等による日陰の確保
- ③昼夜の気温差による健康対策呼びかけ
- ④車中で睡眠等の場合の血栓症等への留意
- ⑤蚊、ハエ等不快害虫対策への呼びかけ

10 バスを手配する場合の留意事項

国民保護法第71条第1項に基づいて、市町が避難住民の運送のため、バスの手配を行う場合は、長崎県の指定地方公共機関である「社団法人 長崎県バス協会」へ行うことになるので留意すること。

※バス協会会員および非会員へ直接運送を求める場合は、一般の運送事業者としての業務を実施することになる。

第5章 避難所開設・運営要領

事案発生を市が認知した後、避難の指示の伝達を行う前に、避難所を開設する必要がある。このため、事案発生認知から避難所の開設・運営までの手順を、順を追って整理しておく。

1 避難所の開設・運営の手順

(1) 避難場所

参考資料：指定避難所一覧表参照(P 44～)

(2) 開設・運営の手順

事案の認知



○職員の参集（夜間、休日に事案発生の場合）

緊急連絡網を利用し、必要な職員を参集させる。



○避難場所施設の安全確認等

避難場所の施設管理者及び担当職員は、当該施設(建物等)の安全確認を行う。
確認した情報は、本部に連絡する。



○避難基礎情報の収集

市の本部は、被災情報、警報等の内容、避難場所の安全情報、あらかじめ整理している基本的事項(経路や地域ごとの居住人数他)を集約し、市職員派遣の必要性やその他必要な対策を判断する。



○避難所開設の受理

避難所に派遣された職員又は本部より連絡を受けた施設管理者(以下避難所職員という)は、避難所開設の準備を行う。



○避難住民収容スペース等の確保

避難所職員は、避難住民収容スペースとしての利用可否、また事案の種類に応じた必要スペース(給水車用地等)確保可否を本部に報告する。



○避難実施要領の内容の確認

避難所職員は、本部との連絡により避難実施要領の内容を確認し、必要な伝達を行う。



○避難住民受入と誘導

避難所職員は、避難実施要領に基づく避難誘導、避難所への収容等を行う。



○市対策本部への連絡

避難所職員は、(一時)避難誘導を終了した段階で、避難者の人数、水、食料、物資要請の有無、残留者数、帰宅困難者数、周辺状況等を市対策本部に報告する。(この段階では、市対策本部は開設されている)



○他避難所への振り分け

避難所職員は、避難住民を収容しきれない状況が発生し、あるいは予測される場合には、市対策本部へ他の避難所への振り分けを要請する。要請を受けた市対策本部は、市内の他の避難所における状況から判断し、振り分け等を指示する。



○他避難所への移動

当該避難所が一時集合場所としての位置づけであった場合や、避難所収容能力により他に避難所へ移動する必要がある場合等は、避難実施要領に定められた留意事項に留意しつつ、他の避難所への誘導・移動を行う。



○避難所運営に際しての留意事項

当該避難所における避難が長期に及ぶ場合には、以下の事項に留意する。

- ・ 安否情報照会等に備え、避難者名簿を作成する。
- ・ 避難所の備蓄物資の配分方法を定め、避難者への通知や不足物資の本部への要請を行う。
- ・ 市対策本部からの情報等は、施設内放送や掲示板などを通じ避難住民に提供する。
- ・ 「避難行動要支援者支援プラン」に基づく避難行動要支援者へのケア、ボランティア団体の受入、その他一般被災者へのメンタルケアに配慮する。
- ・ 以上の避難所におけるルール等を、避難住民に周知徹底する。

第6章 市対策本部設置要領

1 市対策本部の設置

(1) 内閣総理大臣から総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて市対策本部を設置すべき指定の通知を受けたとき、直ちに、市対策本部を設置する。

① 設置場所：老岐市郷ノ浦庁舎

上記に設置できない場合の設置場所：第1順位 老岐市郷ノ浦庁舎別館
第2順位 各庁舎

② 市国民保護警戒本部を設置している場合は、市対策本部に移行する。

③ 市対策本部設置時における実施事項（例）

対策本部の設営

- ・看板、机、イス配置
- ・電源の確認
- ・電話、FAX、パソコン、プリンタ等配置
- ・電話、インターネット等の通信が可能か確認
- ・文具類の準備

会議等の運営

- ・出席者への会議開催通知
- ・出席者ネームプレート等の準備
- ・音響・映像装置等の起動
- ・マイク、指示棒等の準備
- ・会議資料作成
- ・配布資料のコピー、配置
- ・会議内容の記録

(2) 市長は、上記の指定を受けていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき指定を行うよう要請する。

(3) 武力攻撃災害が発生した場合に、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置する。また、関係機関により現地調整所が設置する場合は、職員を派遣する。

(→第7章、現地調整所開設・運営要領、P42)

2 職員への伝達・参集

(1) 市対策本部の設置を決定した場合は、速やかに定められた伝達系統により、関係職員に伝達する。

〔伝達方法〕

- ① 勤務時間内の場合は、内線、庁舎内放送、庁内LAN等を利用して伝達
- ② 勤務時間外の場合は、緊急連絡網等（自宅電話、携帯電話）により伝達

(2) 市対策本部の設置の伝達があったときは、全職員が直ちに参集する。

① 参集場所：市対策本部設置場所

② 交通機関等が途絶し緊急の参集が困難な場合等の対応として、地域防災計画に定める代替職員が作業等を実施する。

3 県国民保護対策本部会議への出席及び県の連絡員の受け入れ

(1) 県から県国民保護対策本部会議への市職員の出席の要請があった場合は、市長は、職員を指定し、県対策本部へ派遣する。

① 派遣職員の連絡先を、掲示板等に張り出す等対策本部員に周知する。

② 事態の推移に応じて、交代要員を確保する。

(2) 県から連絡員が派遣された場合、県との連絡調整は原則として、派遣者を通じて行うものとする。

4 市対策本部設置の連絡

(1) 市対策本部を設置したときは、次に掲げる機関へ連絡する。また、市対策本部における決定事項も同様に連絡する。

- ・ 県(長崎県危機管理課、壱岐振興局総務課)
- ・ 消防機関(市消防本部、消防署、消防団)
- ・ 県警察(壱岐警察署)
- ・ 海上保安部(壱岐海上保安署)
- ・ 自衛隊(第16普通科連隊、海上自衛隊壱岐警備所)
- ・ 医療機関(医師会)
- ・ 他国民保護関係機関
- ・ 市議会

① 連絡手段は、原則としてFAX、Eメールとし、これらが使用できない場合で、緊急の場合は、電話で連絡を行う。

② 市対策本部設置の連絡内容

- ・ 設置場所
- ・ 設置日時(設置を決定した時間)
- ・ 対策本部の電話番号、FAX番号

(2) 市のホームページで市対策本部設置を公表する。

(3) 本部の標識を庁舎正面入口に掲示する。

第7章 現地調整所開設・運営要領

1 現地調整所の設置

(1) 市対策本部の判断又は知事からの開設の要請があった場合は、現地調整所を設置する。

① 設置場所：事案に応じ判断

② 現地調整所設置時における実施事項（例）

対策本部の設営

- ・看板、机、イス配置
- ・電源の確認
- ・電話、FAX、パソコン、プリンタ等配置
- ・電話、インターネット等の通信が可能か確認
- ・文具類の準備

会議等の運営

- ・出席者への会議開催通知
- ・出席者ネームプレート等の準備
- ・音響・映像装置等の起動
- ・マイク、指示棒等の準備
- ・会議資料作成
- ・配布資料のコピー、配置
- ・会議内容の記録

(2) 市長は、現地調整所に必要な市職員の派遣を行う。

2 県又は他市町が設置する現地調整所への派遣及び県の連絡員の受け入れ

(1) 県又は他市町から現地調整所への市職員の派遣の要請があった場合、又は市長が必要と認める場合は、市長は、職員を指定して派遣する。

① 派遣職員の連絡先を、掲示板等に張り出す等対策本部員に周知する。

② 事態の推移に応じて、交代要員を確保する。

(2) 県から市に設置した現地調整所に連絡員が派遣された場合、県との連絡調整は原則として、派遣者を通じて行うものとする。

3 現地調整所設置の連絡

(1) 市において現地調整所を設置したときは、次に掲げる機関へ連絡する。

- ・県(長崎県危機管理課、壱岐振興局総務課)
- ・消防機関(市消防本部、消防署、消防団)
- ・県警察(壱岐警察署)
- ・海上保安部(壱岐海上保安署)
- ・自衛隊(第16普通科連隊、海上自衛隊壱岐警備所)

- ・医療機関(医師会)
- ・他国民保護関係機関

① 連絡手段は、原則としてFAX、Eメールとし、これらを使用できない場合で、緊急の場合は、電話で連絡を行う。

② 連絡内容

- ・設置場所
- ・設置日時（設置を決定した時間）
- ・対策本部の電話番号、FAX番号

(2) ホームページで市対策本部設置を公表する。

(3) 本部の標識を当該施設庁舎等の正面入口に掲示する。

指定避難所一覧表

●郷ノ浦町（15カ所）

地区名	施設名	所在地	電話番号
武生水	吉岐文化ホール	郷ノ浦町本村触445	47-4111
武生水	大谷公園体育館	郷ノ浦町田中触1223	47-3611
武生水	吉岐高等学校	郷ノ浦町片原触88	47-0082
渡良	渡良小学校	郷ノ浦町渡良南触365	47-0813
大島	三島小学校	郷ノ浦町大島815	47-0136
大島	大島僻地保健福祉館	郷ノ浦町大島607	—
長島	長島老人憩いの家	郷ノ浦町長島672	—
原島	原島老人憩いの家	郷ノ浦町原島487-2	—
原島	旧三島小学校原島分校	郷ノ浦町原島305	—
柳田	柳田小学校	郷ノ浦町柳田触885	47-0312
沼津	沼津地区公民館	郷ノ浦町長峰本村触836-3	46-0001
沼津	沼津小学校	郷ノ浦町小牧東触184	46-0004
志原	志原小学校	郷ノ浦町大原触115	47-0754
初山	初山地区公民館	郷ノ浦町初山東触237-2	47-0721
初山	旧初山中学校	郷ノ浦町初山西触802	—

●勝本町（13カ所）

地区名	施設名	所在地	電話番号
勝本浦	吉岐西部開発総合センター	勝本町西戸触182-5	42-0095
勝本浦	勝本地区公民館	勝本町勝本浦211-3	42-0747
勝本浦	西部地区老人憩いの家	勝本町勝本浦389	—
勝本浦	勝本町漁村センター	勝本町勝本浦52,53地先	—
勝本在部	勝本町ふれあいセンターかざはや	勝本町大久保触1736-2	48-3200
勝本在部	吉岐商業高等学校	勝本町新城西触282	42-0033
勝本在部	勝本海洋センターB&G体育館	勝本町新城西触1694	42-0793
勝本在部	新城地区老人憩いの家	勝本町北触37	—
鯨伏	立石地区老人憩いの家	勝本町立石南触583	43-0874
鯨伏	湯本地区公民館	勝本町布気触818-10	43-0130
鯨伏	鯨伏小学校	勝本町立石南触1137-10	43-0013
鯨伏	旧鯨伏中学校	勝本町立石南触1137-2	43-0150
鯨伏	布気地区老人憩いの家	勝本町百合畑触398	43-0824

●芦辺町（10カ所）

地区名	施設名	所在地	電話番号
芦 辺	吉岐島開発総合センター	芦辺町諸吉大石触197	45-3693
芦 辺	芦辺小学校	芦辺町芦辺浦546	45-0323
芦 辺	芦辺浦住民集会所	芦辺町芦辺浦85-3	45-0066
八 幡	八幡小学校	芦辺町諸吉南触1565	45-0325
田 河	芦辺中学校	芦辺町諸吉二亦触1886	45-0343
那 賀	那賀小学校	芦辺町中野郷西触174	45-3304
那 賀	那賀地区公民館	芦辺町中野郷西触362	45-3001
箱 崎	箱崎小学校	芦辺町箱崎釘ノ尾触652	45-2320
瀬 戸	箱崎地区公民館	芦辺町箱崎大左右触924	45-2001
瀬 戸	芦辺町クオリティーライフセンター つばさ	芦辺町箱崎中山触2548	45-4500

●石田町（7カ所）

地区名	施設名	所在地	電話番号
石田	石田町農村環境改善センター	石田町池田東触671-1	44-5179
石田	石田スポーツセンター	石田町石田西触1264-4	44-5159
池田湯岳	石田中学校	石田町石田西触1547	44-5013
筒城	筒城小学校	石田町筒城西触191	44-5004
筒城	筒城地区公民館	石田町筒城西触157	44-6664
筒城	筒城兵ふれあいセンター	石田町筒城中触1885	44-6155
久喜	久喜地区住民センター	石田町久喜触181	44-6798